

公的個人認証サービスをご利用の皆様へのお知らせ

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度が始まるに伴う

公的個人認証サービスの電子証明書に関する重要なお知らせ

平成 27 年 12 月 22 日で「住基カードに格納する電子証明書」の新規発行・更新手続は終了します

平成 28 年 1 月から始まる「個人番号制度(マイナンバー制度)」へのシステム改修作業のため、平成 27 年 12 月 22 日をもって、住基カードに格納する電子証明書の新規発行・更新は終了します。

なお、住基カードに格納する電子証明書の更新手続は有効期間が終わる日の 3ヶ月前から可能です。

* 住基カードに格納される電子証明書の有効期間は 3 年間です。

【新規発行・更新手数料】 500円

平成 28 年 1 月より「電子証明書を格納した個人番号カード」の交付が開始します

平成 28 年 1 月から交付開始

【手数料】 初回無料
(電子証明書含む)



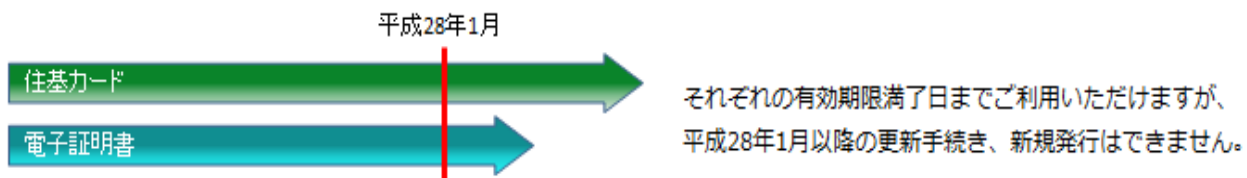
個人番号カードの交付にあたり、ご注意ください

確定申告などで電子証明書の申請が増える時期と個人番号カードの交付開始が重なるため、窓口の混雑が予想されます。電子証明書の有効期限をご確認のうえ、余裕をもってお手続きください。

* 個人番号カード交付の際、住基カードは返納(回収)となります。

平成 28 年 1 月以降の住基カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限について

<住基カード、電子証明書の更新手続を行わない場合>



<平成 27 年 12 月 22 日までに住基カード、電子証明書の更新手続を完了した場合>

